

## 奥多摩町空家バンク設置要綱

平成22年3月10日  
要綱第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町における空家・土地の有効活用を通して、町への定住促進の拡大により地域の活性化を図るため、空家情報登録制度「奥多摩町空家バンク」(以下「空家バンク」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家とは、個人が居住を目的として建築(建築する予定のものを含む。)し、現に居住していない物件(近く居住しなくなる予定のものを含む。)で、町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等とは、空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の売買、賃貸等を行なうことができる者をいう。
- (3) 空家バンクとは、空家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として空家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行なうシステムをいう。

(登録)

第3条 空家バンクによる空家等に関する登録を受けようとする所有者等は、奥多摩町空家バンク登録申込書(様式第1号)及び奥多摩町空家バンク登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは奥多摩町空家バンク登録台帳(様式第3号)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、奥多摩町空家バンク登録決定書(様式第4号。以下「登録決定書」という。)を当該申込者に通知するものとする。

(空家に係る登録事項の変更届出)

第4条 前条第3項の規定による登録決定書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、奥多摩町空家バンク登録事項変更届出書(様式第5号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届出なければならない。

(空家バンクの登録取消)

第5条 町長は、当該空家等に係る所有権その他の権利に異議があったとき、登録から2年を経過したとき又は奥多摩町空家バンク登録取消願出書(様式第6号)の届出があったときは、当該空家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、奥

多摩町空家バンク取消通知書（様式第7号）を当該登録者に通知するものとする。  
ただし、登録から2年間を経過したものについては、改めて登録申込を行なうことにより、再登録することができる。

（情報提供及び利用登録）

第6条 町長は、空家バンクに登録された必要な情報を、利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、奥多摩町空家バンク利用登録申込書（様式第8号）により町長に申込みものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込があったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは奥多摩町空家バンク利用者登録台帳（様式第9号）に登録し、奥多摩町空家バンク利用登録済通知書（様式第10号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更届出）

第7条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更又は取消の届出があったときは、奥多摩町空家バンク利用登録変更届出書（様式第11号）を町長に届出なければならない。

（利用登録者の登録取消）

第8条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクの利用登録を抹消するとともに、奥多摩町空家バンク利用登録取消通知書（様式第12号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 空家バンク利用の取消の届出があったとき。

(4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込を行なうことにより再登録した場合は、この限りでない。

(5) その他、町長が適当でないとき。

（空家バンク利用の申請要件）

第9条 空家バンクの情報を受け、空家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 空家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行なうことにより、地域の活性化に寄与できる者

(3) その他、町長が適当と認めた者

（空家バンク利用の申込及び通知）

第10条 空家バンクを利用しようとする利用希望者は、奥多摩町空家バンク利用申込書（様式第13号）及び誓約書（様式第14号）に必要な事項を記入し、町長に申込みものとする。

2 町長は、前項の規定により申込のあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の代理者とは、登録者より委任を受けた家族とし、通知を受けた登録者又は代理者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとし、これら交渉等については、町が指定する者が行うものとする。

(町による空家バンクの利用)

第12条 空家バンクに登録された物件について、町長が公益上又は定住化の促進のため特に必要と認められた場合は、第10条及び前条に規定する手続き及び交渉等を経ずに、直接町が所有者等と売買、賃貸等を行うことができるものとする。

(適用上の注意)

第13条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月13日要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略